

議 長	皆さん おはようございます。 定刻となりましたので令和２年第１回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 改めまして、今年もよろしくお願いいたします。昨年は千葉県が、たいへんな災害の年となってしまいましたが、今年は、平穩無事に１年を過ごせればと願うばかりです。 それでは、議事に入ります、本日の欠席者は、６番・渡辺幸枝委員と、１５番・飯生正己委員の２名です。したがって、１６名中、１名の欠員、２名の欠席、１３名の出席により、習志野市農業委員会総会会議規則第９条の規定によって本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により、議長より指名させていただきます。１０番・三代川彦博委員、１１番・田久保証夫委員の両名を指名いたしますので、宜しくよろしくお願いいたします。 本日は、付議する議案は３件、報告事項が３件、その他事項があります。 それでは、議案に入ります。議案第１号、農地の賃借料標準金額の設定について。事務局より、説明を求めます。
事務局	議案第１号は、農地の賃借料標準金額の設定、ということですが、賃借料の標準金額を農業委員会で定め、情報提供を行おうとするものです。平成２１年１２月１５日施行の改正農地法により、標準小作料制度が廃止され、農地法第５２条の規定により農業委員会が、地域における賃借料の目安となるような情報を提供することとなっています。標準金額はあくまでも参考であり、賃借料は貸し手と借り手の合意の上で決定していただくことになります。１０アール当りの標準金額として、区分としましては習志野市全域を１つと見ております。畑につきましては１５,０００円という案、また田については事例もございませんので、金額は設定してございません。 この標準賃借料は、平成２１年度から１５,０００円で据え置かれています。毎年１月１日から１２月３１日までの事例等を考慮し、毎年見直しを行うべきものとなっておりますが、本市においては農地の賃貸借が新たに締結されるという事例もほとんど見受けられず、この１５,０００円が平成２１年からそれほど変動しているとは思われませんので、今回もこの金額で情報提供を行なおうとするものです。根拠条文としましては、資料にお示ししました農地法第５２条、賃借等の動向その他の農地に関する情報の提供、という所にあります。小作という言葉は法律から削除されたことによって、標準小作料ではなくそれに代わるものとして、標準金額を情報提供する、という形になっております。

	次のページですが、これは近隣9市の26年から31年までの動向を参考としてまとめたものです。千葉市は備考欄にありますように、千葉市内を5地区に区分しております。市原は7地区、八千代6地区、佐倉7地区というふうに区分されておりますが、この資料は全地区の平均額でお示ししてあります。31年について見れば、千葉市は畑が10,200円、田は10,900円。また、後ろのカッコ書きは、その年度に実際に行われた事例の件数です。市原市については、畑が野菜と果樹に区分されて、野菜は6,900円、果樹地10,600円、田は13,500円。以下記載のとおりですが、八千代市、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市と比較してみますと、習志野市は実例がないとはいえ、15,000円というのはなかなか妥当なのではないか、という資料でございます。この金額でご審議いただければと思っております。ご説明は以上です。
議 長	はい、説明ありがとうございました。この件について、何か質問はありませんか。三代川彦博委員。
三代川彦博 委員	特にありませんけれども、千葉市、市原市、八千代市の数値については、これはたぶん、習志野のような、本当に都市化されてしまった中での調整区域ということではなく、線引きされた中である程度、都市部とは違う水準のものでしょうから、習志野市とはイメージがちょっと違うのでしょう。習志野市はなぜ事例がないのかと言われれば、おそらく、旧小作のようないろいろと権利関係が面倒になるものを懸念して、農地の貸借というよりも、むしろ「代りにやってもらえれば」という気持ちで、そういう事例が発生していないのかなと思われそうですが、千葉市の数字、そして船橋、市川と東葛側の数字を見比べてみれば、15,000円で妥当だろうなと思います。
議 長	はい、ありがとうございました。三代川和彦さん、何かございませんか。
三代川和彦 委員	いや、特にはありませんが、昔は年間、坪400円、500円といったところでしたから、10アールで1万は行かなかったですね。時代は違うでしょうけれども。それと、農地と宅地はまったく別物ですからね。まあ、調整区域ですから、15,000円であれば税金分は楽に出せますから、妥当なところだと思います。
議 長	習志野の場合は、土地は狭いけれども都心に近い関係があるので、それを考えればということですね。他に無いようでしたら、賃借料標準金額については、変更なしとします。皆さん、ご了解ください（異議なし、の声）。
事務局	それでは、この後、事務局にてホームページに、この数字を掲載することにし

議 長	たいと思っております。 その作業は直ちにしてください。 次に議案第２号、習志野市農地利用集積計画第２号（案）について。事務局より、説明を求めます。
事務局	令和元年度習志野市農地利用集積計画第２号の案ということで、「下記のとおり農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき」、市長より農業委員会の意見を求めてまいりました。申請地の所在、面積は、習志野市●●●丁目●●●番の●●●㎡、権利の内容としては１０年間の使用貸借の設定を行うものです。借受人は習志野市●●●丁目●番●●●号の●●●●氏、貸し手は習志野市●●●●●丁目●●番●●の●●●●●号室、●●●●●さんでございます。次に参考資料ですが、借受人の●●さんは●●歳、職業は農業で、認定農業者です。貸し手の●●さんは●●です。申請地ですが、今からその写真を回覧しますので、これを見ながら現況をご判断いただきたいと思います。面積●●●㎡、利用状況としては普通畑です。また、「利用権を設定しようとする事由の詳細」ですが、借受人は以前からこの農地を使用していたが、新規に手続きを履んで農用地利用集積を行うもので、１０年間の使用貸借権設定となります。期間は令和２年１月２０日から令和１２年１月１９日まで、ということになります。「利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係」ですが、これも契約内容は使用貸借権設定、期間は１０年ということになります。次に、「権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等」ですが、表の左側、まず借受人の●●さん側は、自作地が４,７９１㎡、また既に借入済みの農地が２,０４５㎡、これは船橋市の●●●●●が所在地ですので、船橋市に３条許可なのか利用集積なのか、提出してあるかも知れませんが本市の台帳ではそこまで見えません。耕作はきちんとなされているそうです。そこに今回の申請地９１９㎡を加えて実経営地は７,７４５㎡になります。一方、貸付けた側ですが、所有地４,４３８㎡、その内２,１２２㎡は八千代市内だということです。そこから今回の申請地９１９㎡を引きまして、実経営地は３,５１９㎡、まだ藤崎にお持ちですが、そちらをどうするかは今後の検討ということになります。次に「権利設定をしようとしている者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況」ですが、ご覧のように経営主はお父さんの●●●●●さん●●歳、今回の借受人の●●さんが●●歳、後継者でそれぞれ３００日従事されています。また、●●歳のお母さんが３００日、●●歳の奥さんが１００日ということで、充分この方たちでこの土地を管理できると考えられます。また「農機具等の保有状況」ですが、記載のとおりトラック１、耕運機１、トラクター１、ビニールハウス６棟、作業所１となっております。 なお、この農用地利用集積計画ですが、平成１９年に法律が施行されております。習志野市においては平成２１年４月に「習志野市農業経営基盤の強化促進に

	関する基本的な構想」というのが定められました。それに基づいて21年4月から利用集積が始まったものでございます。なお、この「基本的な構想」は5年に一度程度見直すことになっており、平成26年の見直しの後、現在に至っております。次に10年というこの使用貸借の期間ですが、習志野市の場合、通常9割がたが3年、最近になって5年というのが数件出ております。それからすると今回は長いわけですが、現在では法律で、期間については貸し借りする農家どうしで、話し合いで定めなさいということになっておりますので、貸し手・借り手双方が納得し得るということで、10年で特に問題はないと思われます。ただ、農業者年金の特定付加年金というのがありますが、これを受けている人については注意する必要があります。というのは、経営移譲年金ですのでこれをもらっている方が自分の土地を貸したりすると、打ち切られてしまうことがあるのです。そこは若干、注意が必要となってきます。 なお、農地法3条との関係ですが、貸付期間は、以前は、21年12月改正前は上限が20年でした。これは、民法上の上限が20年だったことによりますが、改正後は特例措置で、農地については50年までいいということになっておりますから、3条許可の手続であれば50年まで可能ということになります。説明は以上でございます。
議 長	はい。詳細ありがとうございました。この議案については、藤崎の田久保委員から借受人ご本人に対し指導をしてもらった結果、正式に手続をすることになったものです。田久保委員、何か意見はございませんか？
田久保委員	いえ、特にございません。認定農業者として、先程ございました●●●●の方でも立派なビニールハウスできちんと経営、出荷予定している人ですから、何ら問題ないと思います。
議 長	貸し手の方ですが、残りの土地についてもしかすると、これも誰かに貸しているのかな、という気もしますが、その点はどうなのですか。
田久保委員	特に貸している様子もありませんし、この方、幼稚園の経営者ですので、ときどき幼稚園の行事などやっているようですが、実際に畑をやるといっても、子供らが土をいじる程度ですかね。
議 長	はい、有難うございました。他に意見はありますか？ 無いようでしたら承認ということで、事務局は直ちに、市長への報告をお願いします。 次に、議案第3号、農業委員会の法令順守の申し合わせについて、

	です。事務局より説明を求めます。
事務局	第3号議案についてご説明させていただきます。農業委員会の法令遵守の申し合わせについての決議、ということですが、これは昨今、各地の農業委員会で不正発覚、不祥事が相次いだことを受けまして、お手元の資料のように12月11日付けで全国農業会議所から、各市町村農業委員会で綱紀保持に関する申し合わせを決議し、徹底を図ってもらいたい旨の依頼がまいりました。 決議の内容は総会議事録に残すように、また来年度以降も年1回は注意喚起等を実施するように、との指示もございます。 それでは、決議文の案を朗読しまして、説明に代えたいと思います。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ（案）。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記、1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月7日 習志野市農業委員会 以上でございます。
議長	はい。この件について、何か意見はありますか？ 無いようでしたら、これは原案どおり可決いたします（異議なし、の声）。各自、身を引き締めて、これからも職務遂行に努めてください。 それでは次に、報告事項にまいります。 報告第1号の、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知について。それぞれ事前に確認していただいておりますが、質問等の有る方は、挙手願います。ございませんか。
事務局	よろしいでしょうか。報告第1号の整理番号4ですが、●●●丁目●●●番●、駐車場という届出が出ております。こちらは先日、ご報告させていただきました、一筆の一部を共同住宅に転用して、残りについて届出を怠って駐車場にしてしまった、という事案の、始末書を添付した後追いの処理になります。大和ハウスの担当者には厳しく指導し、二度とこういうことを起こさないよう注意をしたこと

	をご報告させていただきます。
議長	これについては大和の担当部長、そして担当者個人に対して事務局から、だいが強く指導してもらった案件です。二度とこういうことのないように、と、そういうことです。 他に質問等が無いようですので、次に報告第3号について、事務局より報告を求めます。
事務局	はい。報告第3号は「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」について、です。相続税の猶予について、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行が2件ございました。それぞれ、地域の農業委員さんに現地調査を行っていただき発行、交付しましたので、ご報告させていただきます。
議長	1件目は習志野市●●●丁目●●●番●他●●●●m²ということですが、現地調査はどなたが。
三代川彦博 委員	去年の12月26日に、事務局の常田さんと現地の方を確認させていただきました。特に現地調査しなくても、問題なく耕作されていることを普段から見ていますのでわかっておりましたが、改めて調査しても何ら問題なく、適正にきれいに経営されておりました。間違いございません。
議長	2件目は習志野市●●●丁目●●●番他●●●●.●●m²。こちらについてはどなたですか。
村山委員	私の方で現地を確認いたしました。きちんと耕作されておりまして、きれいになっております。別に問題ないと思います。
事務局	今のご報告でその通りなのですが、ただ、いちごのビニールハウスが今回の台風で損傷を受けておりまして、だいが荒れた状態になっております。今回の証明期間は平成28年10月25日から令和元年12月26日までとなっており、最近になって台風被害があったのであって、証明期間の大半はきれいに耕作されていたのでしょ、という意味で今回は証明をお出ししますが、次回に向けてあのままでは、今後はこの証明が出なくなってしまうよ、という話は申請者にさせていただきました。ご本人は、ハウスについては撤去するにはお金がかかるので撤去はしないが、ビニールを取って、その下で耕作するようにしようと思っている、という答えでした。
議長	適切なアドバイスだったと思います。 8月に農地パトロールを皆さん回ってもらうのですが、こういう証

	明のことも気にしながら回ってもらいたいと思います。それから、草の繁茂については、これからまた、支部や農家組合の新年会などもありますから、そういう場を利用して呼びかけていきたいと思います。 この件について、質問が無ければ、本日の総会はこれにて閉会します。この後は、その他事項について、事務局より説明がありますので、進行は事務局お願いします。
--	---